

## 萩・石見空港オリジナルキャラクター「トビーくん」着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、萩・石見空港オリジナルキャラクター「トビーくん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ萩・石見空港オリジナルキャラクター「トビーくん」着ぐるみ借用申請書(様式1号)を提出し、萩・石見空港利用拡大促進協議会長(以下「会長」という。)の承諾を得なければならない。

### (使用承諾)

第3条 会長は、前条の規程による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1)萩・石見空港の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2)着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3)法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4)特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5)営利目的の活動に使用するとき。
- (6)その他、会長が着ぐるみの使用について不相当と認めるとき。

### (使用料)

第4条 使用料は、無料とする。ただし、運送にかかる費用は借受人が負担することとする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2)申込書の記載どおりに使用すること。
- (3)使用期間を遵守すること。
- (4)火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5)荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6)その他、課長が特に付した条件に従って使用すること。

### (使用の承認の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、事務局長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

前項の規定に関わらず、事務局長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、課長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月10日より施行する。